

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景

自動車の新規登録等に係る手続における所有者等の負担の軽減等を図る観点から、これらの手続を電子情報処理組織を使用して行うことを可能とするため、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成16年法律第55号。以下「改正法」という。）が平成16年5月に成立しました。

改正法のうち、登録情報処理機関の登録に係る改正等は、改正法の公布の日（平成16年5月26日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することになっています。

これに伴い、以下のとおり関係省令（道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則）の改正を行うことを検討しています。

2. 改正の概要

（1）電磁的方法による登録情報処理機関への譲渡証明書等に記載すべき事項の提供について

道路運送車両法第33条第4項の国土交通省令で定める方法は、電気通信回線を通じて送信する方法、又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムの交付その他これらに準ずる方法とすることを検討しています。

（2）自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続について

平成17年12月から開始する自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続が、新車の新規登録（型式指定車）とされることが予定されており、今回の省令改正においては、登録情報処理機関への譲渡証明書等に記載すべき事項の提供は、新車の新規登録（型式指定車）を対象とすることを検討しています。

（3）登録情報処理機関の登録の申請について

登録情報処理機関の登録を受けようとする者は、当該者の氏名又は名称及び住所、情報処理業務を行おうとする事業場の名称及び所在地、情報処理業務の開始の予定日等を記載した申請書に、組織及び運営に関する事項を記載した書類、情報処理業務の実施の方法に関する計画を記載した書類のほか、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書等、個人にあっては住民票の写し等を添付し、国土交通大臣に提出してもらうことを検討しています。

（4）情報処理業務の実施基準について

登録情報機関が情報処理業務を行う上で適合させなければならないとされている情報処理業務の実施基準について、所要の基準（登録情報処理機関が行う情報セキ

セキュリティ対策として、システムのセキュリティ・情報管理体制等の基準等)を定めることを検討しています。

(5) 情報処理業務規程の記載事項について

登録情報処理機関が国土交通大臣に届け出なければならないとされている情報処理業務規程について、情報処理業務の実施方法に関する事項、情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項、情報処理業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項その他情報処理業務の実施に関し必要な事項を定めることを検討しています。

(6) 回送運行許可証の有効期間の延長に伴う改正について

回送運行の許可を受けた自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約に当たっては、当該保険期間の末日がその申し込み日から起算して国土交通省令で定める期間を経過する日以降の契約の申し込みである場合には、保険会社は、当該保険の契約の締結を拒絶することができることとされており、今般、回送運行許可証の有効期間が6月以内から1年以内に延長されることに伴い、当該国土交通省令で定める期間を、6月から「1年」に改正することを検討しています。

(7) その他

その他所要の改正を行うことを検討しています。

3. スケジュール

公布 平成17年5月上旬(予定)

施行 2.(1)及び(2)については平成17年12月31日までの間において政令で定める日

2.(3)～(6)については平成17年5月20日(予定)